

高知県迷惑防止条例が一部改正されました

平穏な生活を害する嫌がらせ行為等の迷惑行為から県民等を守るため、高知県迷惑防止条例が一部改正されました。

改正の概要

卑わいな行為の規制強化

- ・ 保護対象を「婦女」から「人」へ拡大
- ・ 公共の場所又は公共の乗物における、痴漢、のぞき見、盗撮、卑わいな言動の禁止
- ・ 透視機能付きビデオカメラなどによるのぞき見、盗撮の禁止
- ・ 公衆浴場等におけるのぞき見、盗撮、卑わいな言動の禁止



不当な客引き行為等の規制強化

- ・ 風俗案内所、スカウト行為等新しい形態の客引き行為等に対する規制
- ・ 深夜の時間帯における客引き行為（マッサージ、エステ等の客の身体に接触する営業）の禁止
- ・ 身体若しくは衣服を捕らえ、又は所持品を取り上げる等の悪質な客引き行為は全ての営業形態が規制対象
- ・ 迷惑行為の程度が低い行為に対しては、警察官による中止命令を実施

嫌がらせ行為の禁止

- ・ 特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、特定の者又はその配偶者等に対して反復して行う嫌がらせ行為の禁止



規制する
8種類の行為

つきまとい・待ち伏せ行為
行動を監視していると思わせるような事項の告知等
面会、交際等義務なき行為の要求
著しく粗野又は乱暴な言動
無言電話、拒否後の連続電話・電子メール等
汚物、動物の死体等の送付、放置等
名誉を害する事項の告知等
性的羞恥心を害する事項の告知等

粗暴行為の禁止

- ・ 公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がなく、刃物、鉄棒、木刀等を人に不安を覚えさせるような方法で携帯することを規制。

不当な金品要求行為の禁止

- ・ 公共の場所又は公共の乗物において、公衆に迷惑を覚えさせるような言動をもって行われる金品の要求行為、いわゆる「ゆすり・たかり行為」を規制



平成25年12月1日から施行されます。



高知県迷惑防止条例一部改正



Q&A



Q1 この条例は、どんな条例ですか？

A 県民の皆さんに著しい不安を与えるような各種迷惑行為等を規制することによって、県民の皆さんの平穏な生活を保持しようとするものです。

Q2 条例は、なぜ改正されたの？

A この条例は、昭和38年に制定されたのですが、当時と比べると巧妙で悪質な盗撮行為や新たな形態の営業等による客引き行為、仕事上のトラブルなどを原因とした悪質な嫌がらせ行為の被害が増加してきたために、現行条例や他の法令で対応することが難しくなったからです。

Q3 条例は、どんなことが改正されたの？

A 今回の主な改正点は、

- 1 卑わいな行為の禁止
- 2 不当な客引き行為の禁止
- 3 嫌がらせ行為の禁止
- 4 その他所要の改正
- 5 罰則の強化

になります。



Q4 卑わいな行為の禁止とは、どのような行為が禁止されるのですか？

A 旧条例では、「婦女に対する卑わいな言動」を規制していました。その中には、痴漢や盗撮行為も含まれていましたが、被害の対象も「婦女」に限られ、公衆トイレなどに対するのぞき見行為などは現行条例では対応が困難な場合がありましたので、今回改正をしたものです。

規制の内容は、

公共の場所や公共の乗物での、痴漢、のぞき見、盗撮、卑わいな言動の禁止
透視機能付きのビデオカメラなどによる盗撮行為等の禁止

公衆浴場、公衆便所、公衆が利用する更衣室などにおけるのぞき見、盗撮行為、卑わいな言動の禁止

となっています。



Q5 客引きの取り締まり対象となる業種はどのようなものですか？

A 今回の改正で、客引き行為を禁止しているのは、

ア 性的好奇心をそそる業種・・・ソープランド、ファッションヘルス、アダルトショップなど

イ 歡樂的雰囲気客をもてなす業種・・・ラウンジ、キャバクラなど

ウ ア・イの営業に関する情報の提供(勧誘も含む)・・・風俗案内所

エ 深夜時間帯(午後10時～午前6時の間)における専ら人の身体に接触して行う役務の提供を行う業種・・・マッサージ、エステなど

になります。

【罰則】

50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料(常習の場合:6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

Q6 「不当な客引き行為等」について、 その他はどのような規制になるのですか？

A 「不当な客引き行為等」として規制されるのは、
ソープランドやセクシーキャバクラなど卑わいなサービスを伴う営業
を営む店が、ビラやパンフレットを配布して客となるよう誘う行為（誘引
行為）の禁止

【罰則】

50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料(常習の場合：6月以下の懲役又は
50万円以下の罰金)

売春類似行為をするための客引き・客待ちの禁止

【罰則】

50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料(常習の場合：6月以下の懲役又は
50万円以下の罰金)

ソープランドなど人の性的好奇心をそそる
営業やセクシーキャバクラなど歡樂的雰囲気
を醸し出すサービスを行う営業に従事するように
勧誘する行為、いわゆるスカウト行為の禁止

【罰則】

50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料(常習の場合：6月以下の懲役又は
50万円以下の罰金)

居酒屋などあらゆる業種を対象とした、人の衣服を引っ張る、所持品
を取り上げるなどの執ような客引き行為の禁止

【罰則】

50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料(常習の場合：6月以下の懲役又は
50万円以下の罰金)

店の経営者などが、お金を払うなどして客引き行為等をさせる行為
の禁止

【罰則】

100万円以下の罰金(常習の場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

卑わいなサービスを伴わない営業・風俗案内所等が行うビラや
パンフレットなどを配布して、客や利用者となるよう誘う比較的迷惑性
の低い行為(誘引行為)

【罰則】なし

警察官による『迷惑性の低い誘引行為』に対する中止命令

【罰則】

中止命令に違反すれば、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料になります。



Q7 お店の営業形態や客引き行為等の形態によって規制し、罰則を規定しているのはどうしてですか？

A 今回の改正では、県民の皆様などが被る迷惑性の度合いによって規制をし、罰則の軽重も考慮して規定しています。

例えば、

ソーブランドなど人の性的好奇心をそそる営業

や

セクシーキャバクラなど歡樂的雰囲気醸し出すサービスを行う営業

に関する客引き行為、あるいは、深夜時間帯における客引き行為、服を引っ張るなどして行われる執ような客引き行為は、それ自体迷惑性の高いものですので罰則も重く規定しています。

Q8 売春類似行為とはどのような行為ですか？

A この規定は、旧条例でも制定していたもので、不特定の同性に対し対価を受ける約束などして性交類似行為を行うこと

を売春類似行為といたします。

このような行為は善良な風俗環境を害する行為であり、不特定の同性による行為という点で売春防止法の取締り対象外の行為であることから、条例で規制しようとするものです。

Q9 第8条第3項【迷惑性の低い誘引行為】に、罰則はないのですか？

A 第8条第3項は、卑わいなサービスを伴わない歡樂的雰囲気醸し出す営業や風俗営業所、深夜時間帯におけるマッサージ・エステ等の営業に関し、チラシやパンフレットを配布するなどして客や利用者となるよう誘う比較的迷惑性の低い誘引行為ですので罰則は設けられていません。

しかし、第8条第4項に警察官による中止命令の規定を設けており、中止命令に従わなければ違反となります。

Q10 中止命令とは、どのようなものですか？

A 警察官が中止命令を行う場合、まず、第8条第3項に規定されている違反行為を警察官自身が確認しなければなりません。

つまり、一般市民の方が違反行為を見かけて警察に通報された場合、駆けつけた警察官が現にその違反行為を目撃しなければ確認したことになりません。

そして、違反行為を確認した警察官は、行為者に対して、「中止命令書」を交付します。

中止命令の効力は、「一営業日」(中止命令の発出後の最初の日の出時までの間)となります。



Q11 「嫌がらせ行為の禁止」規定を設けたのは、どうしてですか？

A 全国では、特定の人に対するつきまといなどのストーカー行為が繰り返され、最悪の場合殺人事件など凶悪な事件が発生しています。

本県でも、ストーカー行為に関する相談が多数寄せられています。

ストーカー行為については、恋愛感情等によるものであれば、ストーカー規制法で取り締まることができますが、

恋愛感情等以外のもの

例えば、仕事上のトラブルや近隣間でのもめ事など

を原因とするつきまとい等の嫌がらせ行為については規制の対象外であり、他の法令での対応も困難な事例が増加しています。

そこで、ストーカー規制法に規定されているつきまとい等8類型の行為を嫌がらせ行為として条例で規制しようとするものです。



Q12 「嫌がらせ行為」を8類型に定めた理由は？

A ストーカー規制法に規定されているつきまとい等の8類型は、他の現行法令では対応が困難なケースが多いとして規定されたものですが、恋愛感情等以外の悪意の感情による場合も、この8類型に該当するケースが多いことから、「嫌がらせ行為」として規定したものです。

なお、本県でも、この8類型に該当する相談が、数年前から多数寄せられており、昨年は、約200件の嫌がらせ行為に関する相談が寄せられています。

その中には、数年間にも及ぶ近隣間における嫌がらせ行為の相談などもあります。



Q13 「嫌がらせ行為の禁止」に違反するケースは、どのような場合になりますか？

A 違反となるのは、
正当な理由がなく
専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他悪意の感情を充足する
目的で、
特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該
特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、
不安又は迷惑を覚えさせるような行為であって
恋愛感情等を除いた原因によるつきまとい等8類型を反復して
行った場合
です。

Q14 例えば、仕事でイライラした気持ちをはらすために、たまたま出会った人に対して、つきまとしておもしろがったり、夜中に無差別に無言電話をかけたりした場合、条例違反になりますか？

A この場合、「正当な理由」はありませんが、特定の者に対する悪意の感情とは認められませんので、他の法令に違反するかどうかは別として条例違反とはなりません。

Q15 「反復してはならない」とは、どの程度のことですか？

A 「反復して」とは、複数回繰り返すことをいい、ある程度時間的に近接していることが必要になります。

例えば、つきまとい行為等が行われた後、数ヶ月後にもう1回同じ行為が行われたからといって、反復したとは認められません。

しかし、毎月1回決まったように嫌がらせ行為が数年間続けられているような場合は、反復してと認められる場合があります。

Q16 警察では、嫌がらせ行為の被害を受けている人も、ストーカー行為の被害者と同じように取り扱ってもらえるのですか？

A 警察では、恋愛感情等以外の悪意の感情による嫌がらせ行為を受けている被害者にあっても、場合によっては、殺人事件の被害者となるなどの場合がありますので、相談を受ける段階から、ストーカー行為の被害者と同じように迅速な対応をまいります。



Q17 ストーカー規制法に、電子メールに関する規制が加えられましたが、条例で規定された電子メールとは、どのようなものですか？

- A 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」にいう電子メールと、いわゆる「ショートメール」をいいます。「ライン」とか「チャット」と言われている通信方式は含まれません。



Q18 「その他所要の改正」とは、どのような内容ですか？

- A 2点あります。
まず1点目は、
第3条第2項で、公共の場所・公共の乗物において、正当な理由なく、刃物や鉄棒、木刀など人に危害を加えることができる物を、人に不安を覚えさせるような方法で携帯することを禁止し、2点目は、
第5条で、公共の場所・公共の乗物における、「ゆすり・たかり行為」の禁止を規定しています。



Q19 刃物等人に危害を加えることができる物の携帯禁止について説明してください。

- A この規制は、刃物や鉄棒などその使用方法によっては、人に危害を加えることができる凶器となり得る物を、周りの人をにらみつけて威圧しながら振り回したりして不安を与えるような携帯をした場合を規制しようとするものです。
危害を加えることができる物とは、鉄パイプやゴルフクラブ、金属バットなどが該当します。
刃物については、全ての刃物が該当しますが、銃刀法で規制できる 刀剣類や刃物については、同法で規制することとなります。



Q20 第5条に規定される「ゆすり・たかり行為」は、街頭で行われる寄付を募る行為も含まれるのではないですか？

A 第5条に規定している「ゆすり・たかり行為」は、公共の場所や公共の乗物において、公衆に対して、つきまとったり、進路に立ちふさがったり、言い掛かりを付けるなどして人に不安又は迷惑を覚えさせるような方法で、金品を要求する行為を禁止するもので、街頭で行われる正当な寄付行為など取り締まるものではありません。

Q21 今回の改正では、「嫌がらせ行為の禁止」など県民にとって身近な行為を取り締まるものだと思いますが、その適用に当たっては、どのようにしていくのですか？

A この条例で規定しているものは、県民の皆様などにとって身近な迷惑行為でありますので、第12条には、
この条例の適用に当たっては、県民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないと規定しています。
適用に当たっては、同様の規定を設けている他県の検挙事例や判例などを参考にするなど、人権侵害とならないように、より慎重に運用してまいります。



条例に関するお問い合わせは・・・
高知県警察本部
生活安全企画課又は生活環境課
(088 - 826 - 0110)
までお気軽にお問い合わせください

